

富山県営水力発電所 5 箇所の売電に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、富山県営水力発電所 5 箇所の売電に係る公募型プロポーザルに関し、公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 概要

(1) 件名

富山県営水力発電所 5 箇所の売電（以下「本売電」という。）

(2) 内容

富山県企業局（以下「企業局」という。）が所有する富山県営水力発電所 5 箇所が発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全てを売電するものとする。

また、買受人は、プロポーザルで提案した「県産再生可能エネルギーの地産地消の推進」「県産再生可能エネルギーを活用した企業誘致の後押し」に係る取組みを実施するものとする。

なお、詳細は「富山県営水力発電所 5 箇所の売電に係る仕様書」による。

(3) 契約期間

契約締結の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 電力受給期間（売電期間）

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 10 年 3 月 31 日 24 時まで（2 年間）

2 参加者に必要な資格（以下「参加資格」という。）に関する事項

(1) 参加者の構成

ア プロポーザルに参加できる者は、単独の企業又は複数の企業（以下「構成員」という。）から構成される共同企業グループ（以下「グループ」という。）のいずれかとする。

イ 参加者がグループである場合、代表となる企業（以下「代表者」という。）を定めるものとする。

ウ 参加資格確認申請書の提出（以下「参加表明」という。）以降において、構成員の変更は認めない。なお、参加者が(2)の参加資格の条件を満たさなくなった場合、参加者は、8(1)ウに掲げる富山県企業局電気課新エネルギー開発係（以下「担当部署」という。）に速やかに通知しなければならない。

エ 参加者及び当該参加者と資本又は人事等において一定の関連のある者（（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、同時に当該他の参加者及び当該他の参加者から業務を委託又は請け負う者となることはできないものとする。

(2) プロポーザル参加資格

参加者は、単独企業の場合、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。グループの場合、代表者は次に掲げる条件のすべてを満たす者であり、その他の者は次に掲げる条件のウを除くすべてを満たす者であること。

ア 富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。なお、当該名簿に登載されていない者でこのプロポーザルに参加しようとする者は、参加表明時まで、富山県に

おける物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の申請がなされ
たうえで、提案書提出期限までに登載されていれば支障ないこととする。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競
争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118 号）第 4
の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者
としての登録を受けている者であること。
- ウ 令和 6 年度において、小売電気事業者として、電気の販売実績が「富山県営水力発
電所 5 箇所の売電に係る仕様書」 4 (2) に示す平均予定売電電力量 122, 550, 000kWh
以上あること。
- エ これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに
督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づ
き国からその事業者名を公表された事業者でない者であること。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で
あること。
- カ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその
支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団
員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定
する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (ロ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する
など、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (ホ) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用して
いる者
 - (ヘ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなさ
れている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き
開始の申立てがなされている者
 - (ロ) 本売電に係る発注者支援業務である「富山県営電気事業売電方法等調査検討業
務委託」の受注者である、エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社
及びこの者と資本又は人事等において一定の関連のある者
 - (ケ) 参加資格の確認の申請の期限の日から開札の日までの間において、富山県の指
名停止を受けている者

(3) 参加資格確認基準日

参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たす者であっても、本売電に係るプロポ
ーザル審査会（以下「審査会」という。）の日時までの間に当該条件を満たさなくなった
場合は、審査会に参加することができず、既に提案書を提出しているときは、当該者の
提案は無効とする。

また、同日において富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請がなされた者であっても、提案書提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、審査会に参加することができず、既に提案書を提出しているときは、当該者の提案は無効とする。

3 実施要領等

本売電のため開示する資料は、次のとおり（(1)から(6)を総称して、以下「実施要領等」という。）。

- (1) 実施要領
- (2) 契約候補者決定基準
- (3) 仕様書
- (4) 様式集及び記載要領
- (5) 契約書（案）
- (6) 守秘義務対象資料

4 用語の定義

実施要領等において、使用する主な用語の定義は以下のとおりである。

使用する用語	用語の定義
県産再生可能エネルギー（県産再エネ）	富山県営水力発電所5箇所が発電する電力
買受人（受注者又は乙）	契約を締結した者
電力受給	企業局が買受人に電力を供給すること
予定売電電力量	月平均可能電力量の至近15箇年平均値から、所内消費電力量を差し引き、さらに定期点検作業及び発電停止予定が5日以上設備停止作業による減少分を控除した電力量
買取単価（電力量料金単価）	買受人が企業局に支払う電力量料金単価

5 提出資料

主な提出書類は以下のとおりである。

- (1) 参加表明に関する提出書類
 - ア 参加表明書 (様式第 3-1-1 号)
 - イ 参加者の構成及び役割分担表 (様式第 3-1-2 号)
 - ウ 委任状 (様式第 3-1-3 号)
- (2) 参加資格審査に関する提出書類
 - ア 参加資格確認申請書 (様式第 3-2-1 号)
 - イ 参加資格確認書 (様式第 3-2-2 号)
 - ウ 添付書類 各様式に記載する書類
- (3) 提案に関する提出書類
 - ア 提案書提出届 (様式第 4-1 号)
 - イ 提案書
 - ㍑ 電力量料金 (様式第 4-2 号)
 - (別紙) 価格算定書

6 プロポーザル手続き及び日程

プロポーザル手続き	期間
実施要領等の公表	令和 7 年 9 月 1 日（月）から
実施要領等（参加資格関連）に関する質問の受付	令和 7 年 9 月 1 日（月）から 令和 7 年 9 月 16 日（火） 午後 5 時まで
実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問の受付	令和 7 年 9 月 1 日（月）から 令和 7 年 9 月 24 日（水） 午後 5 時まで
実施要領等（参加資格関連）に関する質問に対する回答	令和 7 年 9 月 26 日（金）まで
実施要領等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答	令和 7 年 10 月 8 日（水）まで
守秘義務の遵守に関する誓約書の提出	令和 7 年 9 月 1 日（月）から 令和 7 年 10 月 3 日（金） 午後 5 時まで
参加資格確認申請書の提出	令和 7 年 9 月 1 日（月）から 令和 7 年 10 月 3 日（金） 午後 5 時まで
参加資格の確認の通知	令和 7 年 10 月 14 日（火）まで
参加資格がないとされた者の理由の説明の要求	令和 7 年 10 月 14 日（火）から 令和 7 年 10 月 17 日（金） 午後 5 時まで
理由の説明の要求に対する回答	令和 7 年 10 月 24 日（金）まで
提案書の提出	令和 7 年 11 月 4 日（火）から 令和 7 年 11 月 7 日（金） 午後 5 時まで （最終日は正午まで）
プロポーザル審査会	令和 7 年 11 月 18 日（火）
審査結果の通知	令和 7 年 11 月（予定）
契約の締結	令和 7 年 12 月（予定）

7 実施要領等の配布

令和 7 年 9 月 1 日（月）から、富山県のホームページへの掲載により、実施要領等を公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/koubo/bosyuu.html>

8 プロポーザル手続き

(1) 実施要領等に関する質問の受付及び回答の公表

実施要領等に関する質問については、次のとおり参加資格に関連する事項と、それ以外を、それぞれ別の期間において受付のうえ回答する。

ア 受付期間

(ア) 参加資格に関連する事項

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 16 日（火）まで
富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに、担当部署に必着すること。

(イ) 参加資格関連以外に関連する事項

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 24 日（水）まで
休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに担当部署に必着すること。

イ 提出方法

質問がある場合は、様式集及び記載要領に定める質問書に質問内容を記載し、ウに掲げる電子メールアドレスに質問書（Microsoft Excel 及び PDF）を添付してメール送信すること。また、送信後には電話で企業局が受信したことを確認すること。
なお、上記以外の方法（電話など）による質問は受け付けられないものとする。

ウ 提出先

担当部署：富山県企業局電気課新エネルギー開発係
（連絡先）
〒930-0094 富山市安住町 2 番 14 号（北日本スクエア北館 9 階）
電話番号 076-486-2164
電子メールアドレス adenki@pref.toyama.lg.jp

エ 回答方法

実施要領等に関する質問及び回答は、令和 7 年 10 月 8 日（水）までに富山県のホームページに掲載する。質問及び回答は、質問者名を伏せた上で掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問を行うこと。
<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/koubo/bosyuu.html>

(2) 守秘義務対象資料の配布

本売電に係る公募型プロポーザルに関する事項の検討を目的（以下「本目的」という。）として、守秘義務対象資料（発電停止予定、月別の売電電力量実績、電力量達成率、1 時間毎の売電電力量実績）の配布を求める者は、次のとおり様式集及び記載要領に定める守秘義務の遵守に関する誓約書と資料の送付先の電子メールアドレスを記載した書類を次のとおり提出すること。

企業局は、守秘義務の遵守に関する誓約書を受理した後、内容を確認次第、守秘義務対象資料を電子メールに添付し個別に送付する。

貸与を受けた資料（これらの複製物含む）は、本目的のために遂行する業務が終了した時点又は令和 7 年 12 月 12 日（金）のいずれか早い日までに自らの責任において廃棄・消去すること。また、企業局が要求した場合、廃棄・消去に係る証明書を提出すること。

ア 守秘義務の遵守に関する誓約書の受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から 令和 7 年 10 月 3 日（金）まで
休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（持参の場合は正午から午後 1 時まで

の時間を除く。)に担当部署に必着すること。

イ 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

ウ 提出先

担当部署

(3) 参加資格確認に関する手続き

参加者は、様式集及び記載要領で定める参加資格確認申請書を次のとおり提出し、企業局の参加資格確認を受けなければならない。

なお、参加者から提出された参加資格申請書に疑義がある場合には、参加者に対して内容の確認を求める場合がある。

ア 受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年10月3日(金)まで

休日を除く午前8時30分から午後5時までに(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)に担当部署に必着すること。

イ 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

ウ 提出先

担当部署

エ プロポーザル参加資格の確認の通知

参加資格の有無の確認の結果は、令和7年10月14日(火)までに、電子メールに添付することで、個別に通知する。また、原本は郵送する。なお、参加資格がない旨の通知を受けた者は、審査会に参加することができない。

オ 参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

(ア) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(イ) (ア)の理由の説明の要求は、令和7年10月14日(火)から令和7年10月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、担当部署において受け付けるものとする。

(ウ) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和7年10月24日(金)までに、文書により行うものとする。

(4) 提案書の受付

参加資格条件を満たしていると認めた参加者は、提案書を次のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月7日（金）まで
午前8時30分から 午後5時まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）担当部署に必着すること（最終日は正午まで）。

イ 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

ウ 提出先

担当部署

(5) 審査会

ア 審査会において、提出された提案書により、対面でのプレゼンテーション等による審査を行うことにより契約候補者を選定する。

イ 審査会の日時及び場所は、以下を予定しているが、詳細は、参加資格条件を満たしていると認めた者へ個別に通知する。なお、都合により変更になる場合がある。

日時 令和7年11月18日（火）（予定）
プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分
場所 富山県民会館（予定）
〒930-0006 富山県富山市新総曲輪 4 番 18 号

ウ 審査会は、非公開とする。

エ 審査会の出席者は、1 者もしくは 1 グループあたり 3 名までとする。

オ プレゼンテーションは、提出された提案書に基づき行うものとし、追加提案は認めないものとする。

(6) 契約候補者の決定方法

ア 契約候補者は、契約候補者決定基準に基づき決定する。

イ 審査結果の採否は、電子メールに添付することで、個別に通知する。また、原本は郵送する。なお、審査結果に対する質問や異議申し立てはできないものとする。

ウ 電力受給契約の締結に当たっては、提案書の買取単価（電力量料金単価）をもって契約単価とする。

エ 契約締結後、参加者及び契約者の名称、評価値を公表する。

(7) プロポーザルの中止等

企業局は、公正にプロポーザルを執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、プロポーザルを延期又は中止することがある。

この場合、企業局は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であってもプロポーザルの準備に要した費用は各参加者の負担とする。

(8) プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加を辞退する場合は、様式集及び記載要領で定めるプロポーザル辞退届を次のとおり担当部署に提出すること。

ア 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

- イ 提出先
担当部署

9 プロポーザル条件

(1) プロポーザに伴う費用負担

参加者のプロポーザルに係る費用については、全て参加者の負担とする。

(2) 契約の締結

- ア 企業局は、契約候補者と契約締結に関する協議を行い、令和 7 年 12 月中の契約締結を予定している。
- イ 企業局は、契約協議において、契約書（案）及び提案内容の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約書（案）の解釈について疑義が生じた場合には、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがあり、この場合、企業局と契約候補者は誠意をもって協議するものとする。
- ウ 当初の契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合がある。この場合、契約候補者決定基準 2(2)エ「契約候補者の決定」により順位付けられた上位の者から契約締結の協議を行う。
- エ 受注者が企業局に支払う毎月の電力量料金は、以下のとおりとする。

【従量制の場合】

企業局から受注者に供給する電力量に提案書の買取単価（電力量料金単価）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

【二部料金制の場合】

- (ア) (イ) に定める基本料金の月額に、企業局から受注者に供給する電力量に (ウ) に定める従量料金単価を乗じて得た金額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨て）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。
 - (イ) 基本料金の月額は、平均予定売電電力量 122,550,000kWh に提案書の買取単価（電力量料金単価）を乗じて得た金額から、平均予定売電電力量 122,550,000kWh に (ウ) に定める従量料金単価を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り上げ）を差し引いた金額の 12 分の 1 の金額とし、端数については 3 月の月額料金に加算した金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。
 - (ウ) 従量料金単価は、提案書の買取単価（電力量料金単価）に提案書の従量料金割合を乗じた額（1 銭未満の端数は四捨五入）とする。
- オ 企業局は、提案書に記載の内容のうち、受注者が履行してはならない内容を示すことができるものとする。この場合において、受注者は、当該内容を履行してはならないものとする。
 - カ 受注者がグループを結成している場合においては、企業局は、電力受給契約に基づくすべての行為をグループの代表者に対して行うものとし、企業局が当該代表者に対して行った電力受給契約に基づくすべての行為は、当該企業グループのすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、企業局に対して行う電力受給契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならないものとする。

(3) 電力受給契約に係る契約保証金

- ア 契約保証金の納付金額は、合計予定売電電力量 245, 100, 000kWh に提案書の買取単価（電力量料金単価）を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨て）の 100 分の 10 に相当する額以上の額とする。ただし、申請により契約保証金の納付の免除を受けた場合は、この限りではない。
- イ 契約候補者は、契約保証金を現金で企業局が発行する納入通知書により電力受給契約の締結と同時に納付しなければならない。
- ウ 受注者が契約上の義務を履行しないときは、受注者が納付した契約保証金は企業局に帰属する。
- エ 受注者が契約上の義務をすべて履行したことを企業局が確認し、かつ、契約が終了したときは、受注者の請求により、納付された契約保証金は無利息で還付する。
- オ 契約保証金の納付の免除を受けようとする契約候補者は、電力受給契約の締結の前に申請しなければならない。
- カ 契約保証金の免除の条件は、次のとおりとする。
 - (ア) 契約候補者（グループの場合、代表者）が、保険会社との間に企業局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。なお、履行保証保険契約については、定額補填方式とする。
 - (イ) 契約候補者（グループの場合、代表者）が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。なお、この場合における過去 2 年の間並びに種類及び規模等については、次のとおりとする。
 - ※ 「過去 2 年の間」は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。なお、電力受給に関する契約について受給期間に令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間が含まれた複数年等長期契約も可とする。
 - ※ 「種類及び規模」は、電力受給契約を締結し、1 年当たり本案件の平均予定売電電力量 122, 550, 000kWh 以上を購入したものとする。なお、国又は地方公共団体と複数の電力受給に関する契約を締結している場合は、その契約の合計買取電力量でも可とする。
 - ※ 「履行」とは、電力量料金の支払が完了していることである。なお、電力受給に関する契約について複数年等長期契約を締結している場合、令和 7 年 3 月 31 日までの電力量料金の支払いが完了していれば可とする。
- キ 契約保証金の納付の免除の承認を受けた契約候補者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通知書の写しを添付しなければならない。

10 無効のプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により参加資格を得た場合
- (2) 参加資格を有しない者が提案を行った場合
- (3) 提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 提出された提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 電力量料金（年間）が、企業局が設定した最低価格（非公表）を下回る提案である場合。

- (5) 同一参加者が複数の提案を行った場合
- (6) 他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- (7) 契約候補者が契約締結するまでの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- (8) プロポーザル審査の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (9) 審査会を欠席した場合
- (10) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

11 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書の著作権は、原則として参加者に帰属する。ただし、県は、広報活動等に必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

なお、参加者の提案書の著作権は、契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

(2) 特許権等

参加者が提案書において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、参加者が負うものとする。

(3) その他

提案書は返却しない。

契約候補者等の選定後、契約候補者とならなかった参加者の提案書について、県は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）に基づき、その一部を公開する場合がある。

12 その他

(1) 使用する言語及び通貨等

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書を提出することができない。

(3) 提出書類

電子メールアドレスに提出書類を添付して送信する場合、富山県のセキュリティ対策により、添付された提出書類が自動的に削除される場合がある。その場合は担当部署の指示に従うものとする。

なお、上記の指示まで時間を要する場合があるため、十分余裕を持って送信を行うこと。